

嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 3月 8日 平成26年 3月12日

平成27年 8月27日 平成28年 3月10日

平成28年 9月15日 平成28年12月 1日

平成29年 3月 9日 平成30年 3月 8日

平成30年 5月 8日 平成30年12月 6日

(趣旨)

第1条 この規程は、臨時職員等の就業に関する規程（平成23年12月20日制定）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、嘱託職員の給料の額等及び勤務時間について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、嘱託職員とは、臨時職員等の就業に関する規程第2条第1号に規定する嘱託職員をいう。

(給料等)

第3条 嘱託職員のうち市の再任用職員に準ずる嘱託職員の給料は、市の再任用職員の給与に準じて、次のとおり支給する。

区 分	給料月額
週38時間45分勤務の嘱託職員	282,920円
週31時間勤務の嘱託職員	213,230円

2 前項に規定する以外の嘱託職員の給料は、次のとおりとする。

区 分	給料月額
週38時間45分勤務の嘱託職員	237,400円
週35時間勤務の専門知識・技術による嘱託職員	241,500円
週35時間勤務の専門知識・技術による以外の嘱託職員	214,500円
週31時間勤務の専門知識による嘱託職員	200,500円
週31時間勤務の専門知識による以外の嘱託職員	190,000円

(期末手当等)

第4条 市の再任用職員に準ずる嘱託職員には、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に、それぞれ在職する者に対し、基準日以前6箇月以内の期間における者の在職期間に応じて、予算の範囲内において、期末手当及び勤勉手当として理事長が定める額を支給する。

(勤務時間)

第5条 嘱託職員の勤務時間は、週38時間45分、週35時間又は週31時間のうち理事長の指定する時間とする。

(勤務日及び勤務時間の割振り)

第6条 嘱託職員の勤務日及び勤務時間の割振りは、次のとおりとする。

(1) 勤務時間が週38時間45分の場合は、理事長の指定する週5日の午前8時30分から

午後5時15分までとする。

(2) 勤務時間が週35時間の場合は、理事長の指定する週4日の午前8時30分から午後5時15分まで及び理事長の指定する週1日の午前8時30分から午前12時30分まで又は午後1時15分から午後5時15分までとする。

(3) 勤務時間が週31時間の場合は、理事長の指定する週4日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、嘱託職員の給料の額等及び勤務時間について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、第3条第1項の表に掲げる事業部長の給料月額及び役職手当月額は、同条第1項の表の規定にかかわらず、次の表の給料月額及び役職手当月額の欄に掲げる額とする。

給料月額	役職手当月額
199,700円	当該給料月額に100分の10を乗じて得た額

3 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、第3条第2項の表に掲げる総務施設課、文化事業課及びスポーツ事業課の嘱託職員の給料月額は、同条第2項の表の規定にかかわらず、次の表の給料月額の欄に掲げる額とする。

給料月額
206,620円

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年8月27日から施行する。

2 嘱託職員の給与基準第3条の表第2号の改正規定及び嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程第3条第3項の表の改正規定（以下「改正後の規定」という。）は、平成27年4月1日から適用する。

3 改正後の規定を適用する場合において、改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 平成32年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き同一の給料月額を適用を受ける事業部長及び市の再任用職員に準ずる嘱託職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間にあっては、前項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額（以下この項において「基礎給料月額」という。）から当該基礎給料月額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程別表第1（1級、2級1号給から52号給まで、3級1号級から19号給まで、4級1号給から15号給まで及び5級1号給の給料月額に限る。）の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程別表第1（1級、2級1号給から52号給まで、3級1号給から19号給まで、4級1号給から15号給まで及び5級1号給の給料月額を除く。）の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第3条第1項及び第2項の表の規定は同年10月1日から適用する。
- 3 改正後の職員給与規程及び改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程及び改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程及び改正後の規程の規定による内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月8日から施行する。ただし、職員給与規程第10条及び第11条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程別表第1の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程第3条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定及び改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定を適用する場合には、改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年12月6日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程別表第1の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程第3条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程

の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定及び改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定による内払いとみなす。